

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○福島県事務委任規則の一部を改正する規則	一
○福島県行政組織規則の一部を改正する規則	二
訓 令	
○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	七
○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	八
○標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令	六

## 規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第二十八号

#### 福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（地方振興局長への委任）</p> <p>第三条 次に掲げる事務は、福島県地方振興局長に委任する。ただし、第十号に掲げる事務は福島県北地方振興局長について、第二十四号(4)及び(42)に掲げる事務は福島県いわき地方振興局長について、第四十三号に掲げる事務は福島県北地方振興局長、福島県南地方振興局長、福島県南会津地方振興局長、福島県相双地方振興局長及び福島県いわき地方振興局長については、この限りでない。</p> <p>一〜二十四（略）</p> <p>二十五 削除</p>	<p>（地方振興局長への委任）</p> <p>第三条 次に掲げる事務は、福島県地方振興局長に委任する。ただし、第十号に掲げる事務は福島県北地方振興局長について、第二十四号(4)及び(42)に掲げる事務は福島県いわき地方振興局長について、第四十三号に掲げる事務は福島県北地方振興局長、福島県南地方振興局長、福島県南会津地方振興局長、福島県相双地方振興局長及び福島県いわき地方振興局長については、この限りでない。</p> <p>一〜二十四（略）</p> <p>二十五 大气污染防治法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の施行に関する次に掲げること。</p> <p>(1) 第九条の規定による受理書の交付</p> <p>(2) 第九条の三の規定による受理書の交付</p> <p>(3) 第十条の三の規定による受理書の交付</p> <p>(4) 第十条の六の規定による受理書の交付</p> <p>二十六〜二十九（略）</p> <p>三十 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）</p> <p>第六十条の規定による受理書の交付</p> <p>三十一及び三十二（略）</p> <p>三十三 ダイオキシシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第五条の規定による受理書の交付</p>
<p>二十六及び二十九（略）</p> <p>三十 削除</p> <p>三十一及び三十二（略）</p> <p>三十三 削除</p>	

三十四～四十九 (略)

2 (略)

(保健福祉事務所長への委任)

第五条 (略)

一～五 (略)

六 生活保護法(昭和二十五年法律百四十四号)の施行に関する次に掲げること。

(1) (略)

(17) 第五十五条の八の規定による被保護者健康管理支援事業の実施

(18) 第五十五条の九第二項の規定による情報の提供

六の二～二十三 (略)

(32) (略)

(31) (略)

(30) (略)

(29) (略)

(28) (略)

(27) (略)

(26) (略)

(25) (略)

(24) (略)

(23) (略)

(22) (略)

(21) (略)

(20) (略)

(19) (略)

第十二条 (略)

一 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の施行に関する次に掲げること。

(1) 第十七条第一項の規定による届出の受理

(2) 第二十八条の規定による知識の普及、情報の提供及び助言、指導その他の援助

三十四～四十九 (略)

2 (略)

(保健福祉事務所長への委任)

第五条 (略)

一～五 (略)

六 生活保護法(昭和二十五年法律百四十四号)の施行に関する次に掲げること。

(1) (略)

(16) (略)

(新設)

六の二～二十三 (略)

(30) (略)

(29) (略)

(28) (略)

(27) (略)

(26) (略)

(25) (略)

(24) (略)

(23) (略)

(22) (略)

(21) (略)

(20) (略)

(19) (略)

(18) (略)

(17) (略)

第十二条 (略)

一 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の施行に関する次に掲げること。

(1) 第八条第一項及び第二項の規定による届出の受理

(2) 第十二条の四の規定による知識の普及、情報の提供及び助言、指導その他の援助

<p>(3) 第二十九条第一項及び第三項の規定による報告命令、農薬等の集取及び立入検査</p> <p>(4) 第三十一条第四項の規定による販売の制限及び禁止</p> <p>二 (略)</p> <p>(林業研究センター所長への委任)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>一 福島県林業研究センター使用料及び手数料条例(平成十二年福島県条例第百十八号)の施行に関する次に掲げること。</p> <p>(1) 第三条第三項の規定による受講手数料の納入期限の延期</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>二 福島県林業研究センター使用料及び手数料条例施行規則(平成十二年福島県規則第三十五号)の施行に関する次に掲げること。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 第五条第一項の規定による申請書の受理</p> <p>(4) 第六条の規定による受講手数料の免除の額の決定及びその旨の通知</p> <p>(5) 第七条の規定による届出の受理</p> <p>(6) 第九条の規定による申請書の受理</p>	
<p>(3) 第十三条第一項及び第三項の規定による報告命令、農薬等の集取及び立入検査</p> <p>(4) 第十四条第四項の規定による販売の制限及び禁止</p> <p>二 (略)</p> <p>(林業研究センター所長への委任)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>一 福島県林業研究センター使用料及び手数料条例(平成十二年福島県条例第百十八号)の施行に関する次に掲げること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 第五条の規定による申請書の受理</p> <p>(新設)</p>	

**附則**

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定、第五条の改正規定及び第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

**福島県規則第二十九号**

**福島県行政組織規則の一部を改正する規則**

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正す

る。

第七条第一項の表生活環境部の項中「除染対策課」を「中間貯蔵・除染対策課」に改め、同条第七項の表スポーツ課の項及び産業廃棄物課の項を削る。

第十条の二の表危機管理総室の項第十三号中「火薬類及び猟銃等の取締り」を「火薬類の規制並びに猟銃等の製造事業及び販売事業の許可」に改める。

第十一条の表文化スポーツ局の項中「オリンピック・パラリンピック推進室」を削り、第十八号中「の推進」を削る。

第十二条の表環境保全総室の項中「(中間貯蔵施設等対策室)」を「(中間貯蔵・除染対策課)」に改め、第十一号中「中間貯蔵施設」を「中間貯蔵施設事業」に改め、同項中「(除染対策課)」及び第十六号を削る。

第十三条の表保健福祉総室の項第四号中「郡山光風学園」を削り、同表生活福祉総室の項第十四号中「認可」の下に「及び社会福祉連携推進法人の認定」を加え、同項第十五号中「社会福祉法人」の下に「社会福祉連携推進法人」を加え、「障害者支援施設等」を「及び障害者支援施設等」に改める。

第十五条の表農林水産総室の項第三号中「内水面水産試験場、ふくしま県民の森、総合緑化センター及び昭和の森」を「及び内水面水産試験場」に改め、同項中「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

「(農林技術課)」を「(農林技術課)」に改め、第六号の次に

三十九 農業協同組合その他農業団体の

指導に関すること。」を「(農業経済課) 三十七 農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。」に改め、第四十号を第三十八号とし、第四十一号を第三十九号とし、第四十二号を第四十号とし、同表生産流通総室の項中第五号から第八号までを削り、

「(水田畑作課) 九 稲作の振興に関すること。」を「(水田畑作課) 五 稲作の振興に関すること。」に改め、第十号を第六号とし、第十一号から第十三号までを四号ずつ繰り上げ、

「(園芸課) 十四 果樹生産の振興に関すること。」を「(園芸課) 十 果樹生産の振興に関すること。」に改め、第十五号を第十一号とし、第十六号を第十二号とし、第十七号を第十三号とし、第十八号を第十四号とし、同号の次に

次の二号を加える。

十五 青果物の価格の安定に関すること。

十六 特定農作物の原種苗及び原原種苗等の生産に関すること。

第十五条の表生産流通総室の項中「(畜産課) 十九 家畜及び畜産物の生産及び流通に関すること。」を「(畜産課) 十七 家畜及び畜産物の生産及び流通に関すること。」に改め、第二十号を第十八号とし、第二十一号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げ、

「(水産課) 二十八 水産業改良普及に関すること。」を「(水産課) 二十六 水産業改良普及に関すること。」に改め、第二十九号を第二十七号とし、第三十号から第三十八号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

三十七 水産業に係る試験研究に関すること。

第十五条の表農村整備総室の項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、

「(農地管理課) 二十四 土地改良事業等に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。」を「(農地管理課) 三十一 農業用ため池対策に関すること。」に改め、

第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十一号までを一

号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

三十一 農業用ため池対策に関すること。

第十五条の表森林林業総室の項を次のように改める。

「(農地管理課) 二十四 土地改良事業等に係る用地の取得、補償及び登記に関すること。」を「(農地管理課) 三十一 農業用ため池対策に関すること。」に改め、

第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十一号までを一

号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

三十一 農業用ため池対策に関すること。

第十五条の表森林林業総室の項を次のように改める。

森林林業総室

(森林計画課)

- 一 森林計画に関すること。
- 二 国有林野に係る調整に関すること。
- 三 福島県森林環境基金事業に関すること。
- 四 森林経営管理制度に関すること。
- 五 緑化の推進及び森林の利用に関すること。
- 六 ふくしま県民の森、総合緑化センター及び昭和の森に関すること。
- 七 森林組合その他林業関係団体に関すること。
- 八 林業金融に関すること。
- 九 林業担い手の育成に関すること。
- 十 林業普及指導に関すること。
- 十一 林業に係る試験研究に関すること。

(森林整備課)

- 十二 造林及び保育に関すること。
- 十三 林業種苗に関すること。
- 十四 林道に関すること。
- 十五 林道に係る災害復旧事業に関すること。

(林業振興課)

- 十六 木材の生産流通加工に関すること。
- 十七 県産材の利用推進に関すること。
- 十八 特用林産物に関すること。
- 十九 県営林に関すること。

(森林保全課)

- 二十 森林の保護及び森林病害虫等の防除に関すること。
- 二十一 治山に関すること。
- 二十二 治山施設に係る災害復旧事業に関すること。
- 二十三 林野に係る地すべり等防止策に関すること。
- 二十四 保安林に関すること。
- 二十五 民有林の林地開発調整に関すること。
- 二十六 里山林の保全等に関すること。

(建設産業室)

- を一号ずつ繰り下げ、九 建設業法(昭和二十四年法律第百号)及び建設機械抵当法(昭和三十九年法律第百号)を十 建設業法(昭和二十四年法律第百号)及び建設機械抵当法(昭和三十九年法律第百号)の施行に関すること。

当法(昭和三十九年法律第百号)に改め、第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一

号ずつ繰り下げ、「(技術管理課)

「三」公共土木施設等における危機管理の総合調整に関すること。

を(技術管理課)

四 部内における建設技術の総合企画及び調整に関すること。

都市総室の項中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一

り下げ、「(下水道課)

制法(昭和三十六年法律第九十一号)の施行に関すること。

整備総合計画に関すること。

り上げ、「(営繕課)

二十六 県の施設に係る営繕工事に関すること。

を(営繕課)

係る営繕工事に関すること。

第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とする。

第二十二号の表企画調整部に附置する避難地域復興局の部除染対策担当課長の項中「除

染対策担当課長」を「中間貯蔵・除染対策担当課長」に改め、同表商工労働部に附置す

る観光交流局の部局次長の項の次に次のように加える。

農林企画担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。
----------	---------------------------

別表第一の一の表福島県北地方振興局の項から福島県いわき地方振興局の項までの分掌事務の欄第四十九号中「火薬類及び猟銃等の取締り」を「火薬類の規制並びに猟銃等の製造事業及び販売事業の許可」に改める。

別表第一の五の表福島県郡山光風学園の項を削り、同表福島県立総合衛生学院の項中

助産学	一 助産師の養成に関すること。
看護学	二 看護師の養成に関すること。
歯科衛生学	三 歯科衛生士の養成に関すること。

を

助産学	一 助産師の養成に関すること。
臨床検査学	二 臨床検査技師の養成に関すること。

企画課  
管理課  
産学連  
携科  
金属・  
物性科  
分析・  
化学科  
繊維・  
高分子

に、

南相	ター	セン	支	技	若	会	福
南相					市	津	島
					若	会	
					松	津	
機械加			芸	産	食	醸	織
			科	業	品	造	維
				工	科	・	・
							材
							料
							科

を

南相	ター	セン	支	技	若	会
南					市	津
					若	会
					松	津

別表第一の六の表福島県ハイテクプラザの項中

に改める。

臨床検査  
査学科  
四  
臨床検査技師の養成  
に関する  
こと。

企画連  
携部  
企画課  
理科  
産学連  
携科  
工業材  
料科  
生産・  
加工科  
プロシエ  
クト研  
究科

を

企画連  
携部  
材料技  
術部  
電子・  
機械技  
術部

別表第一の七の表福島県北農林事務所の項から福島県いわき農林事務所の項までの分掌事務の欄「農林事務所」の項第五十三号中「の樹立及び実行指導」を削り、同項中第五十六号から第五十八号までを削り、第五十五号中「森林の総合利用」を「緑化の推進及び森林の利用」に改め、同号を同項第五十七号とし、同項第五十四号を同項第五十六号とし、同号の前に次の二号を加える。

五十四 福島県森林環境基金事業に関する事。

五十五 森林経営管理制度に関する事。

別表第一の七の表福島県北農林事務所の項から福島県いわき農林事務所の項までの分掌事務の欄「農林事務所」の項第五十九号中「の活用」を「に係る調整」に改め、同号を同項第五十八号とし、同項第六十号中「林業種苗」を「保育」に改め、同号を同項第五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十 林業種苗に関する事。

別表第一の七の表福島県北農林事務所の項から福島県いわき農林事務所の項までの分掌事務の欄「農林事務所」の項中第六十八号を削り、第六十七号中「森林保険」を「森林

市相	松津
機械加 工ロボッ ト科	醸造・ 食品科 産業工 芸科

に改める。

電子・  
情報科  
機械・  
加工科  
ロボッ  
ト科  
制御科

馬技 術支 援セ ンター	いわ き市	馬市	工ロボッ ト科
	機械・ 材料科		

馬技  
術支  
援セ  
ンター  
馬

病虫害等の防除」に改め、同号を同項第六十八号とし、同項第六十六号中「林業労働力対策」を「林業担い手の育成」に改め、同号を同項第六十七号とし、同項第六十五号を第六十六号とし、第六十四号中「林業団体」を「森林組合その他林業関係団体」に改め、同号を同項第六十五号とし、同項第六十三号を第六十四号とし、第六十二号を第六十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

六十二 県産材の利用推進に関すること。

別表第一の七の表福島県北農林事務所の項から福島県いわき農林事務所の項までの分掌事務の欄農林事務所の項第六十九号中「技術の」を削り、同項第七十号を削り、第七十一号中「林道の開設及び維持並びに治山」を「林道及び治山」に改め、同号を同項第七十号とし、同項第七十二号を第七十一号とし、第七十三号を第七十二号とし、第七十四号を第七十三号とし、第七十五号中「緑化の推進」を「里山林の保全等」に改め、同号を同項第七十四号とし、同項第七十六号を第七十五号とし、第七十七号を第七十六号とし、同欄林業指導所の項第一号中「の樹立及び実行指導」を削り、同項第三号から第五号までを削り、第二号中「森林の総合利用」を「緑化の推進及び森林の利用」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

二 福島県森林環境基金事業に関すること。

三 森林経営管理制度に関すること。

別表第一の七の表福島県北農林事務所の項から福島県いわき農林事務所の項までの分掌事務の欄林業指導所の項第六号中「の活用」を「に係る調整」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「林業種苗」を「保育」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 林業種苗に関すること。

別表第一の七の表福島県北農林事務所の項から福島県いわき農林事務所の項までの分掌事務の欄林業指導所の項第十五号を削り、第十四号中「森林保険」を「森林病虫害等の防除」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「林業労働力対策」を「林業担い手の育成」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号を第十三号とし、第十一号中「林業団体」を「森林組合その他林業関係団体」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 県産材の利用推進に関すること。

別表第一の七の表福島県北農林事務所の項から福島県いわき農林事務所の項までの分掌事務の欄林業指導所の項第十六号中「技術の」を削り、同項第十七号を削り、同項第十八号中「緑化の推進」を「里山林の保全等」に改め、同号を同項第十七号とし、同表福島県農業総合センターの項分掌事務の欄第七号中「原種の育成及び生産」を「品種の開発及び原種等の生産」に改める。

別表第一の八の表福島県相双建設事務所の項中

道路・橋梁課を復旧・復興課に改

め、同表福島県いわき建設事務所の項中

総務部	復興課	復興課	復興課	復興課	復興課	復興課	復興課	復興課	復興課
総務課	用地課	道路課	橋梁課	小名浜	道路課	企画課	企画課	企画課	企画課
総務課	行政課	用地課	橋梁課	小名浜	道路課	企画課	企画課	企画課	企画課
総務課	行政課	用地課	橋梁課	小名浜	道路課	企画課	企画課	企画課	企画課

を

総務部	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課
総務課	行政課	用地課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課
総務課	行政課	用地課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課
総務課	行政課	用地課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課	企画課

に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(行政経営課)

訓 令

福島県訓令第3号

職員の出先機関  
職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第三条関係）			別表（第三条関係）		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」という。）が設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員	双葉郡富岡町大字 本岡字王塚六二二番地の一（富岡町）	警戒区域等	Jヴィレッジの利活用の促進に関する業務に従事する職員	双葉郡榎葉町大字 山田岡字 美シ森八番	Jヴィレッジの利活用の促進に関すること。
その区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員	熊町 熊町 熊町 熊町	復興及び	原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は	双葉郡富岡町大字 本岡字王塚六二二番地の一（富岡町）	警戒区域
双葉郡大熊町大字 大川原字 南平一七番（大熊町）	双葉郡富岡町大字 本岡字王塚六二二番地の一（富岡町）	復興及び	双葉郡大熊町大字 大川原字 南平一七番（大熊町）	双葉郡富岡町大字 本岡字王塚六二二番地の一（富岡町）	警戒区域

(略)	鳥獣被害対策に係る市町村支援に関する業務に従事する職員	双葉郡富岡町中央一丁目一八五番地	鳥獣被害対策
(略)	双葉郡浪江町大字 幾世橋字 六反田七番地の二（浪江町）	相馬郡飯館村	鳥獣被害
(略)	双葉郡葛尾村大字 落合字落合一六番地（葛尾村）	相馬郡飯館村伊丹 沢字伊丹 沢五八〇番地一（飯館村）	鳥獣被害

緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」という。）が設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員	熊町大字 大川原字 南平一七番（大熊町）	熊町 熊町 熊町	緊急時避難準備区域
スポーツの競技力の向上を図るための指導体制の調査及び研究に関する業務に従事する職員	福島市 谷川一番地（国立大学法人 福島大学）	熊町 熊町	スポーツの向上

<p>鳥獣被害対策に係る市町村支援に関する業務に従事する職員</p>	<p>双葉郡富岡町中央一丁目一八五番地</p>	<p>中間貯蔵施設の設置に係る町への支援及び関係機関との調整に関する業務に従事する職員</p>	<p>双葉郡大熊町大字大川原字南平一七一七番(大熊町)</p>	<p>を図るための指導の体制の調査及び研究に関すること。</p>
<p>鳥獣被害対策に係る市町村支援に関すること。</p>	<p>鳥獣被害対策に係る市町村支援に関すること。</p>	<p>中間貯蔵施設の設置に係る町への支援及び関係機関との調整に関すること。</p>	<p>双葉郡大熊町大字大川原字南平一七一七番(大熊町)</p>	<p>を図るための指導の体制の調査及び研究に関すること。</p>

附 則  
この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第四号

本庁機関  
出先機関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。  
第五条の五第一項及び第二項中「前四条」を「第五条から第五条の四まで」に改める。  
別表第一の七の表建設事務所の出張所等の長の専決事項の欄中5から8までを削り、9を5とし、10から17までを6から13までとし、同表備考3中「13及び14」を「9及び10」に改め、同表備考4を削る。  
別表第二の一の表財務総室の部財務課の項2の③中「第64条の2第2項」を「第71条の14第2項」に改める。  
別表第二の二の表危機管理総室の部災害対策課の項1の②中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。  
別表第二の七の表農業支援総室の部環境保全農業課の項中1を削り、同項2中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項2の②中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同項中2を1とし、同項3の①中「第10条第2項」を「第19条第2項」に改め、同項中3を2とし、4から6までを3から8までとし、同項中4を「第19条第2項」に改め、同項中3を2とし、4から6までを3から8までとし、同項中4を「第19条第2項」の⑧中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」や「過疎地域経済課の項8中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」や「第26条」や「第21条」に改め、同表生産流通総室の部畜産課の項10の⑥中「第39条第4項」や「第39条第6項」に改め、同項10の⑦中「第40条の5第4項」や「第40条の5第6項」に改め、同項中10の⑧を10の⑩とし、同項10の⑪中「(薬局開設者、医薬品販売業者、高度管理医療機器等又は管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。))の販売業者又は貸与業者及び再生医療機器等製品販売業者に係るものに限る。」を削り、同項中10の⑫を10の⑬とし、10の⑬の前に次のように加える。



(18) 第72条の2の2の規定による命令（薬局開設業者、医薬品販売業者、高度管理医療機器等又は管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業者又は貸与業者及び再生医療機器等製品販売業者に係るものに限る。（19）において同じ。）

別表第二の7の表生産流通総室の部畜産課の項中10の(16)を10の(17)とし、10の(12)から10の(15)までを10の(13)から10の(16)までとし、10の(11)の次に次のように加える。

(12) 第40条の7で準用する第10条第1項の規定による届出の受理

別表第二の7の表農村整備総室の部農村基盤整備課の項1を次のように改める。

1 土地改良法の施行に関する次に掲げること。

(1) 第52条第1項の規定による認可

(2) 第52条第9項で準用する第7条第5項の規定による援助

(3) 第52条の2第

○

1項の規定による決定及び通知  
 (4) 第52条の2第3項の規定による意見の聴取  
 (5) 第52条の2第4項で準用する第8条第6項の規定による公告  
 (6) 第53条の4第1項の規定による認可  
 (7) 第54条第4項の規定による公告  
 (8) 第54条の2第7項の規定による指定

農村整備部長

○

○

当該指定に係る土地を管理している農林事務所の農村整備部長

○

農村整備部長

○

(9) 第89条の2第1項の規定による決定  
 (10) 第89条の2第2項で準用する第52条第6項の規定による会議の招集



<p>(36) 第99条第1項の規定による認可</p>							
<p>(35) 第98条第10項の規定による公告</p>							
<p>(34) 第98条第8項の規定による認可</p>							
<p>(33) 第97条第6項の規定による意見の聴取及び指 示</p>							
<p>(32) 第96条で準用する第47条第1項の規定による援助</p>							
<p>(31) 第89条の2第11項の規定による仮精算金等の支払、徴収方法の決定等</p>							
<p>(30) 第89条の2第10項で準用する第55条の規定による登記の申請</p>							
<p>(29) 第89条の2第10項で準用する第54条の3の規定による清算金の徴収及び支払</p>							
<p>(28) 第89条の2第10項で準用する第54条の2第7項の規定による指定</p>							
<p>(37) 第99条第4項の規定による意見の聴取</p>							
<p>(38) 第99条第5項及び第12項の規定による公告</p>							
<p>(39) 第100条第1項及び第100条の2第1項の規定による認可</p>							
<p>(40) 第109条の規定による許可</p>							
<p>(41) 第112条の規定による公告</p>							
<p>(42) 第114条第1項の規定による分割及び合併</p>							
<p>(43) 第118条第1項の規定による土地への立入り、測量及び検査</p>							
<p>(44) 第118条第3項の規定による公告</p>							
<p>(45) 第118条第5項の規定による損失補償</p>							
<p>(46) 第119条の規定による障害物の移転等及び損失補償</p>							
<p>(47) 第120条の規定による土地の一時使用等</p>							
<p>(48) 第121条第1項の規定による協議</p>							
<p>(49) 第122条第1項の規定による損</p>							



2 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）の施行に関する次に掲げること。

(1) 第6条第3項の規定による意見の聴取

(2) 第11条第2項の規定による金銭の供託

(3) 第14条第1項の規定による入会林野整備計画に関係のある土地の分割及び合併

(4) 第17条の規定による助言、指導その他の援助

(5) 第22条第2項の規定による意見の聴取

(6) 第25条第1項の規定による土地への立入り及び立木竹の伐採

(7) 第25条第5項の規定による公告

(8) 第25条第7項の規定による損失補償

3 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）

○

○ 森林  
林業  
部長

○ 林業  
指導  
所長

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

の施行に関する次に掲げること。

第7条第1項の規定による貸付資格の認定

4 森林組合法の施行に関する次に掲げること。

(1) 第25条第1項の規定による認可

(2) 第25条第3項の規定による意見の聴取

(3) 第61条第2項の規定による定款変更の認可（第100条第2項で準用する場合を含む。）

(4) 第61条第4項の規定による定款変更の届出の受理（第100条第2項で準用する場合を含む。）

(5) 第110条の規定による報告の徴収及び命令

5 林業経営基盤の強化等の促進のため資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）の施行に関する次に掲げること。

(1) 第3条第1項の規定による林

○

○

○

○ 企画  
部長

○

○

○

○

○

<p>業経営改善計画の認定</p> <p>(2) 第4条第1項及び第2項の規定による合理化計画の認定</p> <p>6 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）の施行に関する次に掲げること。</p> <p>(1) 第1条第1項の規定による林業経営改善計画の変更の認定</p> <p>(2) 第1条第3項の規定による林業経営改善計画の認定の取消し</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による合理化計画の変更の認定</p> <p>(4) 第4条第3項の規定による合理化計画の認定の取消し</p> <p>7 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）の施行に関する次に掲げること。</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による改善措置計画の認</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>定</p> <p>(2) 第6条第1項の規定による改善措置計画の変更の認定</p> <p>(3) 第6条第2項の規定による改善措置計画及び変更計画の認定の取消し</p> <p>8 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年福島県規則第3号）の施行に関する次に掲げること。</p> <p>(1) 第2条第1項ただし書の規定による協議及び限度額の決定</p> <p>(2) 第6条第1項の規定による決定</p> <p>(3) 第11条第1項の規定による支払猶予の承認の決定</p> <p>(4) 第13条の規定による事業計画の変更等の承認</p> <p>(5) 第14条の規定による据置期間の変更の承認</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

別表第二の7の表森林林業総室の部森林整備課の項中1を削り、同項2中







地方振興局出納室長 東京事務所課長 大阪事務所所長 北海道事務所所長 名古屋事務所所長 消防防災航空センター所長 ふたば復興事務所所長 環境創造センター部長(研究部長を除く。) 環境創造センター環境放射線センター所長 相双保健福祉事務所所長 保健福祉事務所副所長 保健所副所長 県北、県中、県南、会津、相双保健福祉事務所部長 県北、県中、県南、会津、相双保健所部長 児童相談所所長 動物愛護センター支所長 障がい者総合福祉センター所長 若松乳児院長 福島学園院長 大笹生学園長 女性のための相談支援センター所長 総合衛生学院長 衛生研究所所長 衛生研究所支所長 計

地方振興局出納室長 東京事務所課長 大阪事務所所長 北海道事務所所長 名古屋事務所所長 消防防災航空センター所長 ふたば復興事務所所長 環境創造センター部長(研究部長を除く。) 環境創造センター環境放射線センター所長 相双保健福祉事務所所長 保健福祉事務所副所長 保健所副所長 県北、県中、県南、会津、相双保健福祉事務所部長 県北、県中、県南、会津、相双保健所部長 児童相談所所長 動物愛護センター支所長 障がい者総合福祉センター所長 若松乳児院長 福島学園院長 郡山光風学園長 大笹生学園長 女性のための相談支援センター所長 総合衛生学院長 衛生研究所所長 衛

行政	略	
副課長 地方振	略	量検定所長 テクノアカデミー会津、テクノアカデミー浜校長 ハイテクプラザ副所長 県南、南会津、いわき農林事務所所長 農林事務所部長 農林事務所部長 農業普及所長 水産事務所所長 病害虫防除所長 農業総合センター事務長 農業総合センター事務長 農業総合センター農業短期大学校副校長 県南、喜多方、南会津、相双建設事務所所長 県北、県中、会津若松、いわき建設事務所次長 富岡土木事務所所長 港湾建設事務所所長 福島空港下水道建設事務所所長 労働委員会事務局課長
副課		

行政	略	
副課長 地方振	略	生研究所支所長 計量検定所長 テクノアカデミー会津、テクノアカデミー浜校長 ハイテクプラザ副所長 県南、南会津、いわき農林事務所所長 農林事務所次長 農林事務所部長 農林事務所部長 農業普及所長 水産事務所所長 病害虫防除所長 農業総合センター事務長 農業総合センター事務長 農業短期大学校副校長 県南、喜多方、南会津、相双建設事務所所長 県北、県中、会津若松、いわき建設事務所次長 富岡土木事務所所長 港湾建設事務所所長 福島空港下水道建設事務所所長 労働委員会事務局課長
副課		

職

興局副部長 地  
 方振興局出納室  
 副室長 大阪事  
 務所次長 北海  
 道事務所次長  
 消防学校副校長  
 ふたば復興事  
 務所次長 環境  
 創造センター環  
 境放射線センタ  
 次長 環境創造  
 センター福島支  
 所長 南会津保  
 健福祉事務所  
 長 南会津保健  
 所部長 保健福  
 祉事務所副部長  
 保健所副部長  
 保健所副部長  
 児童相談所次  
 長 児童相談所  
 相談室長 動物  
 愛護センター支  
 所次長 障がい  
 者総合福祉セン  
 ター次長 若松  
 乳児院次長 福  
 島学園副学園長  
 大笹生学園次  
 長 総合療育セ  
 ンター事務長  
 女性のための相  
 談支援センター  
 次長 精神保健  
 福祉センター次  
 長 総合衛生学  
 院事務長 計量  
 検定所次長 テ  
 クノアカデミー  
 副校長 農林事

長

職

興局副部長 地  
 方振興局出納室  
 副室長 大阪事  
 務所次長 北海  
 道事務所次長  
 消防学校副校長  
 ふたば復興事  
 務所次長 環境  
 創造センター環  
 境放射線センタ  
 次長 環境創造  
 センター福島支  
 所長 南会津保  
 健福祉事務所  
 長 南会津保健  
 所部長 保健福  
 祉事務所副部長  
 保健所副部長  
 保健所副部長  
 児童相談所次  
 長 児童相談所  
 相談室長 動物  
 愛護センター支  
 所次長 障がい  
 者総合福祉セン  
 ター次長 若松  
 乳児院次長 福  
 島学園副学園長  
 郡山光風学園  
 次長 大笹生学  
 園次長 総合療  
 育センター事務  
 長 女性のため  
 の相談支援セン  
 ター次長 精神  
 保健福祉センタ  
 次長 総合衛生  
 学院事務長 計  
 量検定所次長  
 テクノアカデミー

長

務所副部長 農  
 林事務所農業普  
 及所次長 大柿  
 ダム管理事務所  
 長 相双農林事  
 務所富岡林業指  
 導所長 水産事  
 務所次長 病害  
 虫防除所次長  
 家畜保健衛生所  
 次長 農業総合  
 センター安全農  
 業推進部副部長  
 林業研究セン  
 ター事務長 水  
 産海洋研究セン  
 ター事務長 水  
 産資源研究所事  
 務長 内水面水  
 産試験場事務長  
 課長相当職以  
 外の建設事務所  
 次長 建設事務  
 所部長 課長相  
 当職以外の土木  
 事務所長 富岡  
 土木事務所次長  
 あぶくま高原  
 道路管理事務所  
 長 大峠・日中  
 総合管理事務所  
 長 鮫川水系ダ  
 ム管理事務所長  
 港湾建設事務  
 所次長 福島空  
 港事務所次長  
 流域下水道建設  
 事務所次長

副校長 農林事  
 務所副部長 農  
 林事務所農業普  
 及所次長 大柿  
 ダム管理事務所  
 長 相双農林事  
 務所富岡林業指  
 導所長 水産事  
 務所次長 病害  
 虫防除所次長  
 家畜保健衛生所  
 次長 農業総合  
 センター安全農  
 業推進部副部長  
 林業研究セン  
 ター事務長 水  
 産海洋研究セン  
 ター事務長 水  
 産資源研究所事  
 務長 内水面水  
 産試験場事務長  
 課長相当職以  
 外の建設事務所  
 次長 建設事務  
 所部長 課長相  
 当職以外の土木  
 事務所長 富岡  
 土木事務所次長  
 あぶくま高原  
 道路管理事務所  
 長 大峠・日中  
 総合管理事務所  
 長 鮫川水系ダ  
 ム管理事務所長  
 港湾建設事務  
 所次長 福島空  
 港事務所次長  
 流域下水道建設  
 事務所次長

職 行政	略	主任主査 通信 技術長 地方振 興局課長 消防 学校課長 環境 創造センター課 長 環境創造セ ンター環境放射 線センター課長 保健福祉事務 所課長 保健所 課長 児童相談 所課長 福島学 園課長 総合療 育センター生活 指導部長 衛生 研究所課長 計 量検定所課長 テクノアカデミー 学科長 テクノ アカデミー課長 ハイテクプラ ザ課長 農林事 務所課長 農林 事務所農業普及 所課長 農業総 合センター事務 部総務課長 農 業総合センター 安全農業推進部 課長 農業総合 センター農業短 期大学校部長 農業総合センター 農業短期大学校 学科長 いわき 丸船長 いわき	主任 主査
------	---	--	----------

職 行政	略	主任主査 通信 技術長 地方振 興局課長 消防 学校課長 環境 創造センター課 長 環境創造セ ンター環境放射 線センター課長 保健福祉事務 所課長 保健所 課長 児童相談 所課長 福島学 園課長 総合療 育センター生活 指導部長 衛生 研究所課長 計 量検定所課長 テクノアカデミー 学科長 テクノ アカデミー課長 農林事務所課 長 農林事務所 農業普及所課長 農業総合セン ター事務部総務 課長 農業総合 センター安全農 業推進部課長 農業総合セン ター農業短期 大学校学科長 いわき丸船長 いわき丸機関 長 いわき丸通	主任 主査
------	---	---	----------

略	略	丸機関長 いわ き丸通信長 あ づま船長 あづ ま機関長 拓水 船長 建設事務 所課長 富岡土 木事務所復旧・ 復興課長 港湾 建設事務所課長 福島空港事務 所課長 流域下 水道建設事務所 課長 専門教務 主任 専門社会 福祉主事 専門 身体障害者福祉 司 専門児童福 祉司 専門知的 障害者福祉司 専門心理判定員 専門相談調査 員 専門児童指 導員 専門生活 指導員 専門児 童自立支援専門 員 専門児童生 活支援員 専門 保育技師 専門 工事検査員 専 門技術管理員 専門建築技師 専門電気技師 専門通信技師 専門司書	
---	---	--	--

略	略	信長 あづま船 長 あづま機関 長 拓水船長 建設事務所課長 富岡土木事務 所道路・橋梁課 長 富岡土木事 務所河川・海岸 課長 港湾建設 事務所課長 福 島空港事務所課 長 流域下水道 建設事務所課長 専門教務主任 専門社会福祉 主事 専門身体 障害者福祉司 専門児童福祉司 専門知的障害 者福祉司 専門 心理判定員 専 門相談調査員 専門児童指導員 専門生活指導 員 専門児童自 立支援専門員 専門児童生活支 援員 専門保育 技師 専門工事 検査員 専門技 術管理員 専門 建築技師 専門 電気技師 専門 通信技師 専門 司書	
---	---	---	--

附 則  
この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

(行政経営課)